

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための 備品購入等の取り組みを応援します

補助対象 事業

感染症防止対策ガイドラインに沿った感染症対策を行うための事業

補助対象と なるもの

補助対象事業に係る備品購入費、設備費
※維持管理費や消耗品費、汎用性の高いものを除く

補助対象と なる方

- ①町内に住所を有し、現に事業を営む
個人事業者の方
- ②町内に住所を有し、町内で現に事業を
営む**法人事業者**の方

補助上限額

1事業者あたり 200,000円

補助率

2/3

補助対象 期間

補助事業者が令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に導入するもの

申請にあたっての注意点

- ・法人事業者：法人登記され、事業収入が年200万円以上であり、常時従業員を雇用していること
- ・個人事業者：事業収入が年160万円以上であり、それ以外の収入が事業収入を超えていないこと
- ・町税等の滞納がないこと
- ・以前に奈義町事業所新型コロナウイルス感染症予防対策補助金（令和2年奈義町要綱第24号）を受給した事業者ではないこと
- ・予算の範囲内での補助となります。お早めに申請ください

～ 裏面もご覧ください～

申請手続き

下記の必要書類を提出ください

①補助金交付申請書（様式第1号）

②申請書類チェックリスト

③対象経費の見積書

※令和3年1月1日から令和3年2月9日までに購入したものについては、
領収書の写し

④事業収入が確認できるもの（確定申告書の写し 等）

⑤事業内容が確認できるもの

⑥町内に事業所等を有することが確認できる書類の写し

※法人事業者の方のみ

⑦本人確認書類の写し（免許証 等）

※個人事業者の方のみ

対象経費の例

<備品購入費>

仕切り用のアクリル板、飛沫防止シート、カーテン

非接触型検温器、消毒液スタンド

空気清浄機、サーキュレーター 等

<設備費>

換気扇の設置、出入口や窓への網戸設置

センサー式自動蛇口の設置 等

原則事前審査となります。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】 奈義町役場 こども・長寿課

電話 0868-36-6700